

第17回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成21年2月17日(火)午後1時30分～午後3時25分
- 2 場 所 長野県庁 西庁舎3階 304号会議室
- 3 出席者
(委員) 竹内会長、岡田委員、神田委員、平田委員
(事務局) 山本課長、若狭課長補佐、草間係長、伊藤係長、小林主任
- 4 議 題
(1) 新規意見聴取案件の報告・審議
(2) その他
- 5 議事経過
(1) 2月 4日(水) 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員は資
～ 2月12日(木) 料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示
(2) 2月17日(火) 審議会の開催 (別紙のとおり)
(3) 2月20日(金) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員
～ 3月 6日(金) の検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知

(別紙：概要)

会 長： これから第17回の個人情報保護運営審議会を開会いたします。
最初に新規意見聴取案件一覧表の最後にあります目的外提供の3件について審議をお願いします。医療政策課の案件について説明してください。

事務局： (案件番号259番から260番について資料に基づき説明)

会 長： 259番の登録簿作成についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 次の260番の目的外提供についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(各委員：同意)

会 長： それでは259と260の両案件について承認とします。
次に案件一覧表の最後のページの国際課の案件について説明してください。

事務局： (案件番号261番から264番について資料に基づき説明)

会 長： ただ今の案件につきまして、委員の皆さん、御意見いかがでしょうか。
承認ということによろしいですか。

(各委員：同意)

会 長： それでは1ページ目に戻りまして情報公開・私学課から障害福祉課までの案件について説明してください。

事務局： (案件番号195番から201番と265番について資料に基づき説明)

会 長： ただ今、御説明いただいた案件についてはいかがでしょうか。
よろしいですか。

(各委員：同意)

会 長： 次に医療政策課医師確保対策室の案件について説明してください。

事務局： （案件番号202番から208番について資料に基づき説明）

会 長： よろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： それでは承認いたします。
次に医療政策課の案件について説明してください。

事務局： （案件番号209番から225番、266番、267番について資料に基づき説明）

会 長： ただ今の案件につきまして、委員の皆さん、何かございますでしょうか。
承認ということによろしいですか。

（各委員：同意）

会 長： 次に自然保護課の案件について説明してください。

事務局： （案件番号226番から230番について資料に基づき説明）

会 長： ただ今の自然保護課の案件につきまして、委員の皆さんから何か御意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（各委員：同意）

会 長： いずれも承認いたします。
次に廃棄物対策課から経営企画課までの案件について説明してください。

事務局： （案件番号231番から241番について資料に基づき説明）

会 長： 委員の皆さんからの御意見ありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会 長： 231から241まで了承とします。
次に高校教育課から人事委員会事務局までの案件について説明してください。

事務局： (案件番号242番から258番について資料に基づき説明)

会 長： 242番から258番までについて委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

委 員： 案件番号251の件です。アレルギー体質者の情報は、病歴・健康かなと思うのですが身体状況となっています。心身の状況の項目について身体状況と健康とどのような定義で分けているのかということです。

委 員： 今ご質問されましたように、250番のスクールソーシャルワーカー活用事業についても、子どもにとって快適な環境づくりの推進の中で心の問題が多くあります。

委 員： アレルギー体質は、病気でもないし健康が損なわれているわけでもないので身体状況ですか。

委 員： 次回に説明していただければ結構です。これ自体に異議はございません。

事務局： アレルギー体質者の情報は、病歴・健康として整理することがよろしいということであれば、そのようにいたしますが。

委 員： 記録項目の分類に定義があるのでしょうか。

事務局： 病歴・健康に関しては、病歴、傷病名、傷病の程度・原因、健康診断結果、血液型、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法です。身体状況に関しては、身長、体重、運動能力、容姿です。

会 長： 身体状況ということで病気でもないですね。それから不健康でもないですね。体質ですか。

事務局： 体質。病気ではないです。病歴でもないです。健康を害しているわけではないです。

委員： 障害でもないですね。

委員： 身体状況で結構です。

委員： 障害があるかたは病歴・健康欄に値するのでしょうか。

事務局： 今説明しました定義を見ますと、健康は健康を害した場合の記録です。

会長： 食事に関することですね。

事務局： その他欄に食物アレルギーとして整理することではいかがでしょうか。

会長： そうですね。そのほうがわかりやすいですね。その他の欄に整理します。

事務局： 登録簿の変更項目は記録する個人情報の内容のその他欄で「食物アレルギー」として整理するという御意見をいただいたということによろしいでしょうか。

会長： 案件番号251については、そのように意見が付いて了承したということをお願いします。

それから250番のスクールソーシャルワーカー活用事業についてはいかがでしょうか。

委員： 250番についてですが、心身の状況の項目の中で、障害を持っている方はとてもいじめに遭いやすいので、そういうチェックが必要なのではないでしょうか。

事務局： この登録簿はスクールソーシャルワーカーに任用される方の情報を収集するというものです。

委員： ごめんなさい。スクールソーシャルワーカーの任用者の情報ですね。

会長： スクールソーシャルワーカーの得意な分野とか、特にこういう障害があって問題のある人に対していろいろな知識と経験があるということがわかれば、活用しやすいものになりますね。

委員： 個人の情報を特定した形のものではないので、これとはあまり関連がないのではないかと思います。

事務局： 今回、御審議いただいているものはスクールソーシャルワーカーの任用配置にかかわる事務ではありますが、御指摘がありましたとおり、今後、活用事務を進めていく中では、いろいろな病態にある生徒の記録や家族の状況等を収集することとなりますので、そちらに関する登録簿も別途必要になってくると思われます。

事務局： 任用と配置事務の実施に当たり対象となる児童生徒の個人情報収集する場合は、既存の登録簿を確認の上必要に応じて登録簿変更等の措置を講ずるという意見を付すことでいかがでしょうか。

会長： はい。それで結構です。
ただ今の案件番号242から最後の258までを承認としてよろしいでしょうか。

(各委員：同意)

会長： 承認をお願いします。
以上で今日の審議案件は終了です。
続きましてその他になりますが事務局から発言がありますか。

事務局： (個人情報保護条例の課題について資料に基づき説明)

会長： ただ今の事務局の説明について委員の皆さんから、質問ありますか。
よろしいでしょうか。
次に前回審議会の会議録が事務局からお送りしてありますが、記載内容につきまして何かご意見がありましたら、お伺いいたします。
よろしいですか。それではお送りいただいた会議録の内容で確定させていただきます。
では、次回の運営審議会は5月12日の午後1時40分から県庁の会議室で行うということでよろしいですね。
以上で個人情報保護運営審議会を終了させていただきます。
どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。